

射水市火災予防条例の一部改正について

射水市消防本部

改正の背景

平成25年8月京都府福知山市の花火大会で、露店関係者がガソリン携行缶の取扱いミスにより多数の死傷者が発生した火災を踏まえ、消防法施行令の一部を改正する政令(平成25政令第368号)が公布されたことに伴い、次のとおり射水市火災予防条例の一部を改正するものです。

改正された内容

1 < 催しにおける消火器の準備 >

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して対象火気器具を使用する場合は、※消火器を準備すること。



(※業務用消火器10型以上)

- (1) 対象となる催しには、町内会の納涼祭、近親者によるバーベキュー、保育所等で父母が主催するもの等は該当しません。
- (2) 対象となる火気器具は、液体(ガソリン、灯油等)、固体(炭、薪等)、気体(プロパンガス等)、電気を熱源にする コンロ、発電機、ストーブなどが該当します。



携行缶シール付

2 < 露店・屋台を開設する時の届出 >

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して対象火気器具を使用する露店・屋台等を開設する場合は、消火器の準備の他事前に消防長への届出が必要となります。

(主催者又は露店等の開設を統括する者が取りまとめて届出てもよい。)



3 ≪ 屋外の大規模催しに係る防火管理 ≫

(1) 「指定催し」の指定

祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に、人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを「指定催し」として指定します。

なお指定する時は、あらかじめ催しを主催する者の意見を聴き、指定した際には、催しを主催する者に通知し、公示を行います。

消防長が定める要件

公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催するもので露天等が100店舗を超える、かつ、一日の人出予想が11万人を超えるもの

(2) 防火担当者の選任

「指定催し」を主催する者は、防火・火災予防の統括的管理を行うため防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに当該計画に従って、火災予防上必要な業務を行わせること。

なお、当該計画は、開催する14日前までに消防長に提出すること。

火災予防上必要な業務に関する計画

ア 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。

イ 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。

ウ 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店等及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

エ 対象火気器具等に対する消火の準備に関すること。

オ 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

カ 全各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

4 ≪ 罰 則 ≫

「指定催し」の主催者が、火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった場合、30万円以下の罰金が科されます。

5 ≪ 施行期日 ≫

平成26年8月1日